

# 「パラメトリック保険の現状と法的論点」

東京代協中央支部

## ゼミ方式でのセミナーを開催

東京代協中央支部(井上泰弘支部長)は12月8日、損保会館会議室(東京都千代田区)で京都産業大学の吉澤卓哉教授を講師に招き、ゼミ方式のセミナーを開催した。テーマは「パラメトリック保険の現状と法的論点」で、定額給付型の損害保険契約について、吉澤氏は法的論点と実務の観点から、定額給付型損害保険の契約の有効性や商品例、インシュアテックとの親和性等について解説した。

### 契約の有効性や商品例など解説



吉澤氏

吉澤氏はまず、保険と賭博の違いや、利得禁止原則に基づく損害保険契約を3つに分類し損害保険契約の保険給付における4要件に照らしそれぞれ説明。「損害額のみなし算定」の商品には、火災保険の臨時費用保険金や自動車保険の地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約がある。インシュアテックを活用したものでは英国の水災保険や米国の地震保険、日本でも少短会社が地震保険を販売していた。また「損害のみなし発生および損害額のみなし算定」商品には、自動車保険の対人臨時費用保険金、火災保険の失火見舞費用保険金があり、最近では居住エリアで定められた震度の地震が発生した際に被保険者に定額が支払われる地震インデックス保険が開発された。海外に目を向けると欧州では、航空機遅延保険の保険金支払いに自動執行シ

られる一定の条件を満たせば日本でも損害保険契約として認めてもよいと考えられ、特にマイクログラフを求められた吉澤氏は、「不透明な部分が多い」と回答し、ドローンによる空撮で損害を自動的に算出する方法はすでに海外で行われているとする一方、大地震のような非常時の自動支払いは保険会社にも代理店にも被保険者にも有益であると語った。また、Z世代が消費の中心となっていく今後、ネット直販やメタバースといった従来のプロダクトとは異なるチャネルに変化するだろうと予想した。

同氏はこれら定額給付型の損害保険契約が認められる理論的な根拠を解説、モラルハザード発生の可能性や蓋然性等についても言及した。そのうえで「損害のみなし発生および損害額のみなし算定」に該当するようなインデックス保険は「緩やかな利得禁止原則が認め